

書籍訂正情報

2024年版 出る順社労士 一問一答過去10年問題集

④厚生年金保険法・社会保険に関する一般常識

(2024/07/03 現在)

弊社が出版いたしました書籍「2024年版 出る順社労士 一問一答過去10年問題集 ④厚生年金保険法・社会保険に関する一般常識」におきまして以下の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、書籍の訂正をお願いいたします。

-
- ・ 2024/02/28 更新分… p.1
 - ・ 2024/04/24 更新分… p.2～4
 - ・ 2024/07/03 更新分… p.5～6
-

【2024/02/28 更新分】

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P13 [026] 解説 1行目	(平 24 法附則 5 条) 本肢 のとおりである。 <u>被用者 年制度一元化</u> の改正によ り, …	(平 24 法附則 5 条) 本肢 のとおりである。 <u>被用者 年金制度一元化</u> の改正に より, …
訂正	P319 [002] 選択肢 空欄 B 選択肢③	③ <u>15</u> 年	③ <u>20</u> 年

【2024/04/24 更新分】

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P88 [209] 問題 5行目・6行目	…との合計額が <u>48万円</u> を超えるときは、その月の分の当該特別支給の老齢厚生年金について、当該合計額から <u>48万円</u> を控除して得た額の2分の1に相当する額に12を乗じて得た額に相当する部分が支給停止される。	…との合計額が <u>50万円</u> を超えるときは、その月の分の当該特別支給の老齢厚生年金について、当該合計額から <u>50万円</u> を控除して得た額の2分の1に相当する額に12を乗じて得た額に相当する部分が支給停止される。
改正	P88 [210] 問題 1行目	特別支給の老齢厚生年金（基本月額 <u>200,000円</u> ）を受給する被保険者について、…	特別支給の老齢厚生年金（基本月額 <u>220,000円</u> ）を受給する被保険者について、…
改正	P88 [211] 問題 1行目	令和 <u>5</u> 年8月において、総報酬月額相当額が220,000円の64歳の被保険者が、…	令和 <u>6</u> 年8月において、総報酬月額相当額が220,000円の64歳の被保険者が、…
	訂正箇所	訂正後	
改正	P89 [210] 解説	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）	

(法附則 11 条ほか)本肢の場合、当該年金の支給停止月額(令和 6 年度価額)は、{基本月額(220,000円) + 総報酬月額相当額(240,000円 + 600,000円 ÷ 12) - 支給停止調整額(50万円)} × 2 分の 1 = 5,000円となり、支給停止後の年金月額は、基本月額(220,000円) - 支給停止月額(5,000円) = 215,000円(加給年金額を除く)となる。

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P89 [211] 解説 2行目・3行目	…、総報酬月額相当額 220,000 円と基本月額 120,000 円との合算額 340,000 円が支給停止調整額 <u>480,000 円</u> (令和 <u>5</u> 年度価額) を超えないため、…	…、総報酬月額相当額 220,000 円と基本月額 120,000 円との合算額 340,000 円が支給停止調整額 <u>500,000 円</u> (令和 <u>6</u> 年度価額) を超えないため、…
改正	P110 [260] 問題 1行目	70 歳以上の老齢厚生年金(基本月額 <u>150,000 円</u>) の受給権者が民間の適用事業所に使用され、…	70 歳以上の老齢厚生年金(基本月額 <u>170,000 円</u>) の受給権者が民間の適用事業所に使用され、…
	訂正箇所	訂正後	
改正	P110 [261] 問題 3行目	※下記に差し替え (下線部が訂正部分)	

令和 6 年 4 月において、総報酬月額相当額が 480,000 円の 66 歳の被保険者(第 1 号厚生年金被保険者期間のみを有し、前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者とする。)が、基本月額が 100,000 円の老齢厚生年金を受給することができる場合、在職老齢年金の仕組みにより月額 40,000 円 の老齢厚生年金が支給停止される。

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P111 [260] 解説 2行目・3行目	…、当該年金が支給停止される月額(令和 5 年度価額)は、{基本月額(150,000 円)+総報酬月額相当額(360,000 円)－支給停止調整額(480,000 円)}×2 分の 1=15,000 円となる。	…、当該年金が支給停止される月額(令和 6 年度価額)は、{基本月額(170,000 円)+総報酬月額相当額(360,000 円)－支給停止調整額(500,000 円)}×2 分の 1=15,000 円となる。
改正	P111 [261] 解説 3行目	…、{総報酬月額相当額(480,000 円)+基本月額(100,000 円)－支給停止調整額(令和 5 年度価額 480,000 円)}×2 分の 1 =50,000 円が、…	…、{総報酬月額相当額(480,000 円)+基本月額(100,000 円)－支給停止調整額(令和 6 年度価額 500,000 円)}×2 分の 1 =40,000 円が、…
訂正	P313 [249] 解説 2行目	…、1989(令和元)年度においては「年金」が 49.5%、「医療」が 39.4% を占めていたが、…	…、1989(平成元)年度においては「年金」が 49.5%、「医療」が 39.4% を占めていたが、…
改正	P332 [009] 問題 3 1行目	3 令和4年4月から、65 歳未満の在職老齢年金制度が見直されている。令和5年度では、…	3 令和4年4月から、65 歳未満の在職老齢年金制度が見直されている。令和6年度では、…
改正	P333 [009] 選択肢 ⑨	⑨ <u>月額1万5千円</u>	⑨ <u>月額5千円</u>

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P333 [009] 【解答】 空欄D 解答	D ⑨ <u>月額1万5千円</u> (法附則11条ほか)	D ⑨ <u>月額5千円</u> (法附 則11条ほか)

【2024/07/03 更新分】

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P134 [317] 問題	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

国民年金の第1号被保険者期間のみを有していた者が、離婚時みなし被保険者期間を有するに至ったことにより老齢厚生年金の受給権を取得した後に死亡した場合には、死亡した者によって生計を維持していた一定の遺族に遺族厚生年金が支給される。なお、当該老齢厚生年金の受給権を取得した際には、保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が25年以上であった場合とする。

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P135 [317] 解説	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

(法58条1項、法78条の11)本肢のとおりである。遺族厚生年金の支給要件がいわゆる長期要件に該当する場合には、離婚時みなし被保険者期間を有する者を含むこととされており、本肢の者のように離婚時みなし被保険者期間以外に厚生年金保険の被保険者期間がない者であっても、長期要件に該当する場合にあっては、死亡した者によって生計を維持していた一定の遺族に遺族厚生年金が支給される。本肢の場合、離婚時みなし被保険者期間を有しており、かつ、老齢厚生年金の受給権者（保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が25年以上であった者）が死亡していることから、長期要件に該当する。なお、本肢の場合、保険料納付要件は問われない。

以上